

やさしい裁判・法律の話

西神中央法律事務所

弁護士 関 通 孝

相続登記の義務化 その1

2024年(令和6年)4月1日から、相続登記が法律で義務付けられました。

このことは、相続によって不動産を取得した場合、一定の期間内にその登記をしなければならないという制度です。

因みに、相続登記が義務化される前から、手続きをする人は年々増加してきました。

- ・令和2年度 :約114万件
- ・令和5年度 ;約150万件
- ・令和6年度 :約120万件(但し、4月から12月までの間)

令和6年度は、令和5年度に比べ、4月から12月までの間で9%増

法務省が実施した「相続登記の義務化等に関する認知調査(2024年12月)」によれば、「相続登記義務化を聞いたことがある」は73%、「相続登記の義務化を聞いたことはない」は27%となっており、制度そのものに対する認知は進んでいることがわかります。

しかしながら、相続登記の義務化についての具体的な内容については知らない人も多いようです。

そのため、次回に具体的内容等について説明します。

